

# 加古川市小動物（ペット）火葬に伴う実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、良好な環境衛生整備の一環として、家庭等で飼育された小動物（ペット）の遺骸の火葬業務の実施について必要な事項を定める。

（受付場所）

第2条 小動物受付事務所（加古川市斎場内）及び環境第1課（加古川市環境美化センター内）において、受付するものとする。

（受付日）

第3条 受付日は、次のとおりとする。

（1）小動物受付事務所

加古川市斎場の設置及び管理に関する条例第2条の3（昭和61年条例第15号）に規定する休場日（1月1日及び市長が定める日）以外の日。

（2）環境第1課

毎週月曜日から金曜日を受付日とする。

ただし、1月1日から3日まで及び12月31日を除く。

（受付時間）

第4条 受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

（手続き及び搬入）

第5条 飼い主等は、受付場所において小動物炉使用申請書を提出し、規定の使用料を納入する。合わせて、小動物の遺骸も直接引き渡すものとする。

2 遺骸の搬入は、衛生的な袋に入れてダンボールで梱包する。

3 前項のダンボールの中には、火葬の妨げとなる次に掲げる副葬品を入れてはならない。

（1）首輪、鎖、缶詰、金属、陶器等の不燃物

（2）プラスチック、ゴム製品、薬品、毛布、布団類等

（3）ペットフード、果物等

(小動物の範囲)

第6条 対象となる小動物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 飼育されているもの
- (2) 大きさが、幅60cm、高60cm、奥行120cmのダンボールに納まるもの
- (3) 重さについては、小動物受付事務所は60kg未満、環境第1課は20kg未満とする。
- (4) 火葬に適するもの
- (5) その他、特別の法（化製場等に関する法律等）に基づかないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認めたもの

(火葬)

第7条 火葬処理は、小動物受付事務所内にある小動物炉で行うものとする。

2 火葬方法は、集合火葬とし収骨は行わないものとする。

(予算)

第8条 歳入については、予算主管及び執行主管を市民課及び環境第1課とする。

(搬送)

第9条 加古川市環境美化センターから小動物受付事務所への遺骸の搬送は、土、日曜日を除く毎日2回（午前、午後各1回）行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。